公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿等の様式） **第十二条の五**　［略］ ［一～九　略］ 十　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定により同条第一項の規定の例により参議院名簿登載者の補充の届出をする場合における参議院名簿登載者の補充届出書　別記第十八号様式の十 ［2・3　略］ （届出の受理等の年月等の記載） **第十三条**　［略］ ［2　略］ 3　法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第七項の規定による参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第十項の規定による参議院名簿の取下げの届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項の規定により参議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項の規定により法第八十六条の三第一項の規定による届出を却下したとき若しくは同条第二項において準用する法第八十六条の二第十二項の規定により法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を参議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。 ［4　略］ （期日前投票所又は不在者投票記載所における補充届出に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の時期） **第二十一条の二**　市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による届出のあつた場合は、当該届出のあつた参議院名簿登載者の氏名（当該届出のあつた参議院名簿登載者が同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が当該届出に係る文書に記載されている者である場合にあつては、当該参議院名簿登載者及び当該届出の際現に法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位）の掲示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。	（参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿等の様式） **第十二条の五**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定により同条第一項の規定の例により参議院名簿登載者の補充の届出をする場合における参議院名簿登載者の補充届出書　別記第十八号様式の十 ［2・3　同上］ （届出の受理等の年月等の記載） **第十三条**　［同上］ ［2　同上］ 3　法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第七項の規定による参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第十項の規定による参議院名簿の取下げの届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項の規定により参議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項の規定により法第八十六条の三第一項の規定による届出を却下したとき若しくは同条第二項において準用する法第八十六条の二第十二項の規定により法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を参議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項（法第百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。 ［4　同上］ （期日前投票所又は不在者投票記載所における補充届出に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の時期） **第二十一条の二**　市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定による届出のあつた参議院名簿登載者の氏名の掲示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。